

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(案)の概要

1 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

2 対象期間

平成29年1月1日から同年12月31日までの間

3 指定権限を有する行政機関

- ・ 指定権限を有する行政機関は、20機関
- ・ 指定に係る特定秘密管理者の数は、11機関23人

4 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

8機関・39件（行政機関別の内訳を記載）

イ 事項別の指定の状況

（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）

ウ 各行政機関の指定の状況

（行政機関別の指定内容の概要及び件数）

(2) 特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況

- ・ 特定秘密の指定を解除したのは、2機関・9件
- ・ 特定秘密を指定している11機関全てが指定の理由の点検を実施
- ・ 有効期間を延長したものはなかった

(3)・(4) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況並びに運用基準に基づく通報の状況

報告対象となる事実がない

(5) 適性評価の実施の状況

- ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、24機関・18,007件
（行政機関別の内訳を記載）
- ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は3件

5 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

11機関・517件

イ 事項別の指定の状況

(法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数)

ウ 情報の類型別の指定の状況

特に件数の多いのは、暗号、情報収集衛星及び武器に関するもの

エ 指定の有効期間別の件数

6件を除き5年

オ 指定を解除すべき条件の設定の状況

指定を解除すべき条件を設定しているのは、174件

カ 各行政機関別の指定の状況

(行政機関別の指定内容の概要及び件数)

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数は、14機関・383,733件

(3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

26機関・124,514人(行政機関別の内訳を記載)

6 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

- ・ 内閣府独立公文書管理監から1件の指摘があり、当該省庁において求められたとおりに対応
- ・ 各議院の情報監視審査会における、特定秘密とそれを記録する行政文書との関係、特定秘密が記録された行政文書の廃棄及びいわゆるサードパーティ・ルールに関する調査に対し説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の平成28年年次報告書における政府に対する意見について、対応方針等を説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の平成29年年次報告書における政府に対する意見について、今後真摯に検討した上で説明

7 内閣府独立公文書管理監からの意見

8 有識者からの意見